

改正後

土地改良事業等請負工事積算基準

第1～第10 (略)

別表1 工種区分

工種区分	工種内容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修（ <u>支保工、矢板を再建込する作業</u> ）及びこれに付帯する構造物工事。なお、シールド工法又は <u>推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）</u> による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事

現行

土地改良事業等請負工事積算基準

第1～第10 (略)

別表1 工種区分

工種区分	工種内容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修及びこれに付帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの敷設及び附帯構造物工事

改正後		現 行	
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの敷設及び 附帯構造物工事	干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事 (陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事 (陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)	海 岸 工 事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、 河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高 水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘) 門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
海 岸 工 事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、 河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高 水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘) 門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類 する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類 する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁(上部・下部)等の補修を除く。	【新設】	【新設】
た め 池 工 事	<u>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事</u> <u>堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、ため池附帯構造物(安全施設工等)に類する工事を主体とする工事は</u> <u>除く。</u>	その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(上部・下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部・基礎)、水路橋 (上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁(上部・下部)の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事 は除く。
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁(上部・下部)、樋門(管)、頭首工、用排水機場(下部・基礎)、水路橋 (上部・下部)、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁(上部・下部)の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事 は除く。	その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ポーリング・グラウト、 ため池
その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ポーリング・グラウト	フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)		

別表2 現場管理費率

(1)-a (略)

工種区分	対象金額 適用区分	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
		a	b		
ほ場整備工事	300万円以下 下記の率とする。	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事		31.97%	56.6	-0.0383	25.59%
水路トンネル工事		34.24%	78.7	-0.0558	24.76%

別表2 現場管理費率

(1)-a (略)

工種区分	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
ほ場整備工事		42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事		31.97%	56.6	-0.0383	25.59%
水路トンネル工事		34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事		45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事		32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事		29.07%	84.7	-0.0717	19.17%

農業農村整備事業の諸経費率の一部改正について

改正後

水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
<u>ため池工事</u>	<u>42.57%</u>	<u>181.7</u>	<u>-0.0973</u>	<u>24.19%</u>
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b~(1)-d (略)

別表3 現場管理費率の補正(略)

別表4 一般管理費率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率(Y _p)	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u> ・logX _p + <u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

現 行

畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b~(1)-d (略)

別表3 現場管理費率の補正(略)

別表4 一般管理費率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率(Y _p)	<u>22.72%</u>	<u>-5.48972</u> ・logX _p + <u>59.4977</u>	<u>7.47%</u>

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

改正後

現 行

別紙
土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準

第1～第3 (略)

別表1 共通仮設費率適用範囲

項目	率の対象項目	率に別途加算できる項目
運搬費	[略]	[略]
準備費	[略]	[略]
安全費	1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用 <u>(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む)</u> 10 [略]	[略]
役務費		[略]
技術管理費		[略]
営繕費	1 現場事務所、 <u>労働者</u> 宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・ <u>修繕</u>)に要する費用 2 [略] 3 <u>労働者</u> を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での <u>労働者</u> の輸送に要する費用は除く) 4 [略]	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・ <u>補修</u> 、土地の借上げ)に要する費用 (フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での <u>労働者</u> の輸送に要する費用 3 [略]

別紙
土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準

第1～第3 (略)

別表1 共通仮設費率適用範囲(略)

項目	率の対象項目	率に別途加算できる項目
運搬費	[略]	[略]
準備費	[略]	[略]
安全費	1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用 10 [略]	[略]
役務費		[略]
技術管理費		[略]
営繕費	1 現場事務所、 <u>労務者</u> 宿舍、倉庫等の営繕(設置・撤去、維持・ <u>補修</u>)に要する費用 2 [略] 3 <u>労務者</u> を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用(海上輸送等での <u>労務者</u> の輸送に要する費用は除く) 4 [略]	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕(設置・撤去、維持・ <u>補修</u> 、土地の借上げ)に要する費用 (フィルダム及びコンクリートダム工事を除く) 2 海上輸送等での <u>労務者</u> の輸送に要する費用 3 [略]

別表2 共通仮設費率

1-(1)

工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする。		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	a	b	
ほ場整備工事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	
農用地造成工事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	
水路トンネル工事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	
水路工事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	
排水路工事		13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	
管水路工事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	
畑かん施設工事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	
コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	
<u>ため池工事</u>		<u>14.20%</u>	<u>41.3</u>	<u>-0.0716</u>	<u>9.37%</u>	
その他土木工事(1)		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	
その他土木工事(2)		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	

別表2 共通仮設費率

1-(1)

工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする。		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	a	b	
ほ場整備工事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	
農用地造成工事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	
水路トンネル工事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	
水路工事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	
排水路工事		13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	
管水路工事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	
畑かん施設工事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	
コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	
<u>【新設】</u>		<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>
その他土木工事(1)		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	
その他土木工事(2)		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	

1-(2)～1-(4) (略)
2 (略)

1-(2)～1-(4) (略)
2 (略)

別表3 共通仮設費率の補正 (略)

別表3 共通仮設費率の補正 (略)